

# たんぽぽ



VOL. 190  
(6月号)

## 『老化による“物忘れ”と認知症による“物忘れ”はどこが違う？』

老化にともない、物忘れが目立ってくるというのは多くの高齢者が感じることです。老化による物忘れと認知症による物忘れとはどこが違うのでしょうか。

### ▼老化による物忘れと認知症による物忘れの違いの一例▼

老化による物忘れ		認知症による物忘れ
<input type="checkbox"/> 経験したことが部分的に思い出せない	↔	<input type="checkbox"/> 経験したこと全体を忘れている
<input type="checkbox"/> 目の前の人の名前が思い出せない	↔	<input type="checkbox"/> 目の前の人が誰なのか分からない
<input type="checkbox"/> 物の置き場所を思い出せないことがある	↔	<input type="checkbox"/> 置き忘れ・紛失が頻繁になる
<input type="checkbox"/> 何を食べたか思い出せない	↔	<input type="checkbox"/> 食べたこと自体を忘れている
<input type="checkbox"/> 約束をうっかり忘れてしまった	↔	<input type="checkbox"/> 約束したこと自体を忘れている
<input type="checkbox"/> 物覚えが悪くなったように感じる	↔	<input type="checkbox"/> 数分前の記憶が残らないことがある
<input type="checkbox"/> 曜日や日付を間違えることがある	↔	<input type="checkbox"/> 月や季節を間違えることがある

認知症は早期発見が重要です。早めに診断され治療を始めれば、進行を遅らせたり、日常生活の工夫で改善できることもあります。

物忘れだけが認知症の兆候ではありませんが、気になる症状がありましたらかかりつけ医や最寄りの相談窓口(地域包括支援センター、室戸市保健介護課、かかりつけ薬局等)に相談しましょう。

室戸市地域包括支援センター TEL:22-5158 (8:30~17:15 土日祝を除く)

### 寄付のお礼

缶詰・白米などの食料品

匿名2名 様

古切手・未使用切手・ハガキ等

小野英昭 様 匿名2名 様

# 社協だより



No.328 6月

ふれあいネットワーク

編集発行  
社会福祉法人  
室戸市社会福祉協議会  
室戸市領家87番地  
TEL:0887-22-1348

令和4年6月発行

## 高齢者疑似・車いす・アイマスク体験をしてみませんか？

室戸市社会福祉協議会では高齢者疑似体験学習を実施しています。

高齢者疑似体験は、75~80歳の高齢者の身体状況を体験することで、どのような動作が難しいのかを理解してもらい、そこから高齢者に対して何ができるのかを知って、活かしてもらう体験です。車いす、アイマスク体験も同様です。主に小中学校で実施していますが、一般の団体やグループで体験してみたい方がいらっしゃいましたらぜひお知らせください。



## ボランティア活動保険について

ボランティア活動中の様々な事故による『ケガ』や『損害賠償責任』を補償します。地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事を対象とした【ボランティア行事用保険】や有償の活動を対象とした「福祉サービス総合補償」もあります。

ご加入いただくには、社会福祉協議会へ活動内容の登録が必要です。

詳しくは・・・室戸市社会福祉協議会 TEL:22-1348(大西まで) 8:30~17:15 土日祝を除く

## 身近な地域でちょこっと相談

日時：令和4年6月1日(水) 10時~15時 場所：保健福祉センターやすらぎ

日々の生活でわからないことや健康のこと、体力づくりなどについて身近な場所で相談を受け、アドバイスやお手伝いをしたいと考え、室戸市(福祉事務所、保健介護課)と室戸市社会福祉協議会(地域包括支援センター、生活支援相談センター)と一緒に「身近な地域でちょこっと相談」を開催しますので、お気軽にご相談ください。予約は必要ありません。※相談内容によっては、必要な機関をご紹介しますなどの対応となる場合があります。

室戸市社会福祉協議会  
業務紹介

室戸市社会福祉協議会では、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、“健康で心ゆたかに暮らし続けられるむろと”の実現をめざしたさまざまな活動を、事務局と各センターに分かれ実施しています。

第4期室戸市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画を策定する中で、室戸市社会福祉協議会の事務についての質問がありましたので、ご紹介させていただきます。

室戸市社会福祉協議会 事務局が窓口の業務 TEL:22-1348

業務名	業務内容
配食サービス	在宅の高齢者の自宅に訪問して、週二回夕ご飯用お弁当を届けています。
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な方に対し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。(現在、人員不足のため休止中)
車いすの貸し出し	無料で車いすの貸出をしています。貸出期間は原則として2週間以内です。
法律相談への協力	奇数月に無料で弁護士による法律相談を行っています。なお、相談は予約制となっております。相談日時や連絡先は奇数月の社協だよりをご覧ください。
福祉教育活動推進校助成	市内小・中学校及び高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを育み社会福祉奉仕の実践力を身につけることを目的とした福祉教育推進協力校に助成を行います。
福祉基金等の運営	集まった会費を元に社会福祉事業を行ったり、いただいたご寄付を基金として造成したりしています。
各団体事務	室戸市共同募金委員会、日本赤十字社高知県支部室戸市地区、室戸市老人クラブ連合会、室戸市身体障害者連盟の事務をしています。

室戸市地域包括支援センターが窓口の業務 TEL:22-5158

業務名	業務内容
総合相談	地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローするとともに、必要に応じて包括支援センターの各業務につなげていきます。
介護予防ケアマネジメント	高齢者が介護を必要な状態になることをできるだけ防ぎ、もし要介護になってもそれ以上状態を悪化させないように支援を行います。
権利擁護	高齢者の権利や財産などの不安についての相談に対応し、被害の防止や救済、制度の紹介などを行います。
包括的継続ケアマネジメント支援	高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう包括的かつ継続的な支援などを行います。居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対して後方支援を行います。
指定介護予防支援事業所 しゃきょう	事業対象者、要支援1, 2の認定を受けている方に、個別計画(ケアプラン)を作成します。

室戸市生活支援相談センターが窓口の業務 TEL:22-2660

業務名	業務内容
生活困窮者自立支援	相談者ご本人が自分の意思で自立に向けて行動しようとすることを支援していきます。お話を丁寧に聴き、問題を整理して、必要な支援を受けられる関係機関や支援者につなぎ、同時に支援者同士のネットワークを作り、相談者の抱える困りごとの解決に向けて一緒に取り組みます。例えば、離婚や解雇、借金、多重債務、引きこもり、家庭内暴力、単身高齢などです。生活困窮者及びその家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。
日常生活自立支援	高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるように支援するための制度です。
法人後見	知的障害者・精神障害者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の身上監護や財産管理などを支援する制度です。
生活福祉資金	他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。
障害者相談支援	障害のある方やそのご家族が、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、総合的な相談支援や福祉サービスの利用に関する計画(ケアプラン)の作成、他機関と連携して就労等の支援を行います。
ボランティアセンター	ボランティア活動をしたい人やボランティアに来てほしい人・施設・団体からの相談を受け、紹介します。(令和4年10月頃から活動予定です)
団体事務	室戸市民生委員児童委員協議会の事務をしています。

室戸市デイサービスセンターが窓口の業務 TEL:23-2301

業務名	業務内容
通所介護施設	通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施しています。

室戸市デイサービスセンターでは、利用者を募集しています。お試し利用もできますので、担当のケアマネジャーへご相談ください。美味しい昼食を用意してお待ちしています。



子どもの日に合わせたお昼ご飯です。